## 令和4年第8回辰野町議会定例会会議録(17日目)

3. 議員総数 13名

4. 出席議員数 13名

1番	吉	澤	光	雄	2番	松	澤	千仁	尺子
3番	Щ	寺	はる	が美	5番	矢ヶ	- 崎	紀	男
6番	津	谷		彰	7番	池	田	睦	雄
8番	樋	П	博	美	9番	舟	橋	秀	仁
10番	小	澤	睦	美	11番	小	林	テル	レ子
12番	古	村	幹	夫	13番	向	Щ		光
14番	岩	田		清					

## 5. 会議事項

日程第 1 議案第 1号 辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第 2号 辰野町職員の降給に関する条例の制定について

議案第 3号 辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につい

議案第 5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第 6号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

議案第 7号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与 に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例について

議案第 17号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 2 議案第 9号 辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例について

日程第 3 議案第 10 号 令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 9 号)

日程第 4 議案第 11 号 令和 4 年度辰野町上水道事業会計補正予算(第 2 号)

日程第 5 議案第 12 号 令和 4 年度辰野町下水道事業会計補正予算(第 1 号)

日程第 6 議案第 13 号 令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 7 議案第 14 号 令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 8 議案第 15 号 令和 4 年度町立辰野病院事業会計補正予算(第 1 号)

日程第 9 議案第 16 号 令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)

日程第10 請願・陳情についての委員長報告

日程第11 追加提出議案の審議について

議案第19号 令和4年度辰野町一般会計補正予算(第10号)

日程第12 議員提出議案の審議について

発議第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める 意見書の提出について

日程第13 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第14 議員派遣について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武	居	保	男	副町長	Щ	田	勝	己
教育長	宮	澤	和	德	総務課長	加	藤	恒	男
まちづくり政策課長	三	浦	秀	治	住民税務課長	菅	沼	由	紀
保健福祉課長	竹	村	智	博	産業振興課長	赤	羽	裕	治
事業者緊急支援担当課長	岡	田	圭	助	建設水道課長	宮	原	利	明
会計管理者	上	島	淑	恵	こども課長	小	澤	靖	_
生涯学習課長	福	島		永	辰野病院事務長	今	福	孝	枝

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長

桑原高広

議会事務局庶務係専門員中谷智美

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1番 吉 澤 光 雄

議席 第 2番 松澤 千代子

- 9.会議の顚末
- ○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

# ○議 長

議会最終日となりました。よろしくお願いいたします。定足数に達しておりますので、令和4年第8回定例会第17日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第1号、辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第2号、辰野町職員の降給に関する

条例の制定について、議案第 3 号、辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について、議案第 4 号、辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第 6 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 8 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 17 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、以上 9 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、池田睦雄議員より報告を求めます。

### ○総務産業常任委員長(池田)

はい。令和4年12月議会定例会、総務産業常任委員会審査報告。本定例会初日、 議案第1号から議案第18号の中で当委員会に付託されました9議案について審査結 果を報告します。12月8日午前9時及び9日午前9時から総務産業常任委員会室に おいて委員全員が出席し、担当課職員の出席のもと、慎重に審査を行いました。以 下、その概要を報告します。まず、議案第1号と議案第3号は令和5年4月1日の 改正個人情報の保護に関する法律の施行に伴う条例の制定であり、関連付けて報告 します。議案第 1 号、辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。 提案理由は個人情報の保護について、各自治体が収集や利用、提供などの方法を独 自に決めていたが、デジタル社会に向けて改正個人情報の保護に関する法律が令和5 年の法改正により、全国統一ルールとなり法律で認められた事項に限り条例で定め るものです。町の条例に規定するものは 3 項目です。1. 個人情報取扱事務登録簿の 作成、公表について、マイナンバー法の部分を除いて規定する。2. 開示請求にかか る手数料は無料ですが、コピー代等は実費負担です。3. 諮問機関を辰野町行政不服 審査会とすることについて、個人情報の開示、不開示等の諮問は個人情報保護法に より直接規定されているため、町の判断で諮問できる内容を規定する。条例施行期 日は令和 5 年 4 月 1 日とし、辰野町個人情報保護条例は廃止すると説明を受けまし た。質疑では、「職員の情報漏洩に対するモラルの管理や教育は」に対して、「定期 的な研修、教育の実施、外部の支援による内部監査の実施、外部の監査委員による

監査を実施する」「国の監査はあったか」に対して、「今まではない。ただし、住基 ネットについて国による監査法人の監査を数回受けた」との答弁でした。討論にお いて、民間の個人情報管理を研究し、参考になるところは取り入れてほしいと意見 が出されました。議案第3号、辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例に ついて。提案理由は、議案第 1 号と同様の法律の施行に伴い、辰野町行政不服審査 会の役割と審査手順を規定し直すもので、諮問庁は行政不服審査会からの情報提示 を拒否できないこと、行政不服審査会は、審査請求人から意見を聞くことができる こと、と説明を受けました。質疑及び討論における意見はありませんでした。個人 情報の保護に関する法律施行と条例制定により町の機関に議会が含まれないため、 令和 5 年 3 月定例会に議会として個人情報の保護に関する条例の制定が必要となり ます。続きまして議案第2号、辰野町職員の降給に関する条例の制定について、議 案第 4 号、辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案 第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について。3議案は、令和5年4月1日の地方公務員法の一部を改正する法律の 施行に伴い、職員の定年を60歳から65歳に延長する制度導入によるもので、相互 に関連があるため、一括で説明を受けました。議案第 2 号は、定年引上げによる職 員の給与減額と降格の種類の事由、降号の事由を制定するもの。議案第 4 号の主な 内容は、1.60歳から65歳へ定年年齢を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に 引き上げ、令和 13 年度以後は一律 65 歳定年とする。2.60 歳定年の管理監督職員を 管理監督職員以外の職に降任等させる役職定年制の導入及び公務の運営に著しい支 障が考えられる場合は、3 年間を上限に特例任用制度を設ける。また、職務の多様化 に応じて、総括専門職等の配置を検討する。3. 役職定年制の職員は 4 級職を基本に 降給条例を新設する。4.60歳に達した職員の給与は7割に引き下げる。議案第5号 は関連条例の整理、条ずれ、用語を整理すると説明を受けました。質疑では、「定年 延長と若手職員の採用で職員数は増えると思うが、国の交付税措置はあるか」に対 して、「国全体の財源措置の中で考えられるため、個別の交付金措置はない。定年延 長は補充ではなくスキルを活かした配置と考え、若手職員は計画的に採用する」「職 員数は他市町村に比べどのような見通しか」に対して、「現在の職員規模は近隣自治 体と比べ下回っている。長期的視点でなるべく多く充足できるように採用を行う」 との答弁でした。討論における意見はありませんでした。議案第 6 号、辰野町一般 職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由は人事院勧 告及び議案第 2 号同様の定年延長に伴い、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の 額を改定するため、条例の一部を改正するものです。主な内容は 1.一般職の給与を 20 歳代半ばに重点を置き、30 歳代半ばまで在職する号俸を平均改定率約 0.3%引き 上げる。初任給を大卒 3,000 円、高卒 4,000 円引き上げる。2. 医療職も同様に引き 上げる。3. 一般職と管理職の勤勉手当の年間支給月数を 0.1 月引き上げる。実施時 期は令和4年4月1日ですと説明を受けました。質疑及び討論における意見はあり ませんでした。議案第 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条 例の一部を改正する条例について。提案理由は、人事院勧告による一般職の期末手 当、勤勉手当の改定及び特別職の国家公務員の給与改定をふまえ、年間支給月数を 0.05月引き上げるものです。実施時期は令和4年12月1日ですと説明を受けました。 質疑及び討論における意見はありませんでした。議案第8号、辰野町会計年度任用 職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由は、 人事院勧告による行政職給料表の改定に合わせ、会計年度任用職員報酬の改定及び 医療職を主とした会計年度任用職員の処遇改善や、特殊勤務に係る報酬を支給する ための条例を改正する。特にフルタイムとパートタイムの会計年度任用職員は正規 職員の調整手当及び特殊勤務手当にあたる部分を支給可能とする。医療職の処遇改 善において、看護職員処遇改善手当と感染症防疫手当を支給する。3.処遇体制は、 診療報酬改定に合わせて概ね 3%、1 万円程度を医療従事者の看護職員に重きを置き 配分していくと説明を受けました。質疑では、「処遇改善手当はいくらアップするか」 に対して、「看護職員は概ね月額 9,000 円です」との答弁でした。討論における意見 はありませんでした。議案第17号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について。 提案理由は、指定管理期間が令和5年3月31日に終了する3施設について指定管理 者選定委員会と選定審査会、計 13 名により審査した結果、指定管理者を指定したの で議会の議決を求めるものです。主な内容は 1. たつのパークホテルについて。たつ のパークホテルは 2 者の応募があり、株式会社フードアーキテクトラボを候補者と する。指定期間は5年です。ホテル運営の実績はないが、サービス業で20年以上、 首都圏に約 40 店舗の飲食店を経営している。町と包括連携協定を締結し、地元食材 を活用して町と関わりを持っている。指定管理料は 4,500 万円ですと説明を受けま

した。質疑では、「ホテル運営の実績がない指定管理者は不安だが」に対して、「顧 問と統括責任者がホテル経験者であり、審査会でも心配されたが財務諸表を評価し ご判断いただいた。また、提携する大手旅行会社の協力が見込め、地元雇用に努力 していただける」「収入のその他は何か」に対して、「ふるさと納税の収入、物販、 会食等の飲食収入、大手旅行代理店との提携による手数料収入です」「ふるさと納税 の収入をホテルの収入に見込んで良いか」に対して、「パークホテルの厨房を使い、 ふるさと納税商品の企画、開発、製造を行う。ベーカリーやパティスリー、洋菓子 製造やホテルを使ってふるさと納税返礼品とする」「ウエディングアドバイザー設置 とは何か」に対して、「顧問が大阪のホテルで統括部長をされたノウハウを運営に活 かしたい」「ホテルにあるスナックと広場の有効利用のための改修に町は負担するか」 に対して、「改修費は 500 万円を見込んでいるがさらなる町負担は協議していく」「5 年間の収支が赤字だが」に対して、「ホテル運営の単体事業とは考えず、会社全体で 捉え収支を合わせていく」「コロナ感染症等の不測事態への対応は」に対して、「議 決後に町と事業者の協議とするが、現状のリスクを最大限見込んで指定管理料を計 上している」「収入の物販割合が大きいようだが内訳は」に対して、「金額だけで内 訳は出ていない」との答弁でした。討論としての意見はありませんでした。2. 辰野 町地域活性化センター、信州フューチャーセンターについて。辰野町地域活性化セ ンターは 1 者の応募があり、有限会社共和堂が候補となりました。指定期間は 3 年 間です。「よりあい会議」のコーディネートや「おてんとさんぽ」の企画運営、中学 生のお仕事チャレンジ運営サポート他、実績を持っている。また、今期は子育て支 援の強化として交流スペースを有効活用するママカフェ運営を目玉事業とする。指 定管理料は 550 万円です。指定管理料が前期より年間約 200 万円増額となっている のは、開館時間を休日含め3時間延長するためですと説明を受けました。質疑では、 「地域活性化センターの設置の町の基本的な考えは」に対して、「町民の相互の交流、 中長期的な地域課題の解決、自主的な活動の促進、幅広い世代の交流、地域コミュ ニティの活動、駅前の好立地状況を活かし、人が気楽に集える場所を提供していく」 「ママカフェ事業のコンセプトは何か」に対して、「母親が気軽に集え、悩みを相談 できる場所として母親の横の繋がりを作り、困り事を見出し課題の解決に繋げてい く」「地域密着とは何か」に対して、「住民が気軽に立ち寄れ、地域課題の話し合い の機会に利用される場所を提供することである。審査会の付帯意見にあるように工

夫、改善の余地はあるので努力していく」「ママカフェを利用するとき、赤ちゃんは 畳等の場所が必要では」に対して、「町から要望した事業であり、今後の追加改修等 を必要とすれば協定の中で詰めていきたい」討論として、指定管理者の共和堂から 直接事業内容を議会に説明してもらいたい。観光協会の看板を立てて案内所等に活 用してはどうか、の意見が出されました。3. 辰野町世代間交流施設、昆虫館につい て。辰野町世代間交流施設、昆虫館は個人所有の貴重な昆虫標本を展示しており、 公募によらない選定で 7 期の実績を持つ代表者川島陽江氏を指定管理者とする。指 定管理期間は 2 年間です。昆虫館を通じて、幼児から高齢者までの交流を図る目的 は達成できている。館長が 1 名で運営しているため利用者の満足度は十分でないが、 後継者もおり指定管理は妥当と考える。指定管理料は前期と同様の年間 100 万円で すと説明を受けました。質疑では、「入館者の内訳で町内の利用者は把握できている か」に対して、「利用者の内訳は、小中学生、大人等の区分で、町内外の区分けはし ていない。入館者は年々減少してきている」「平成 21 年度から 7 期を運営し、本来 の目的は達成したと考えるが、いつまで継続していくのか」に対して、「昆虫には子 どもの関心、興味は依然として根強いものがあり、保育園の遠足や親子連れの来館 者がある。世界中の昆虫の標本は貴重なため、いきものネットワークと連携し、利 用者を増やす工夫をしながら継続していく」「前年度担当課の評価結果は厳しいもの だが、長期的な視点で考えているか」に対して、「指定管理者の補助者が意欲的に考 えているため、継続を考えたい」との答弁でした。討論として、保育園の遠足や小 中学生の来館をカリキュラムとして取り組み、定期的な来館者で活性化してほしい との意見がありました。採決の結果、議案第1号から議案第8号及び議案第17号は 特に異議はなく、全員一致により可決すべきものと決しました。以上、総務産業常 任委員会に付託された9議案の委員長報告とします。

#### ○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

# ○向 山(13番)

議案第 1 号、個人情報保護法施行条例に関して、まず質問をさせていただきたいと思います。パブリックコメントが行われておりまして、個人情報の取り扱いに関する個人の不服申し立てなどへの対応が不十分ではないかという趣旨の意見が提出されています。委員会審査においてはこれらの質問、意見は出なかったのかお聞き

します。

## ○池 田 (7番)

はい。この不服審査については詳細な内容としては特につめてはおりません。以上です。

### ○向 山(13番)

委員会では質疑なかったということでありますが、少し私の方で討論として意見 を述べたいと思います。議長よろしいですね、質疑ないようですから。はい、それ では私 9 月議会の一般質問でもこの個人情報保護条例について質問をしてあります。 この条例制定の背景に問題があるというふうに考えています。一つは地方自治のあ り方についてであり、もう一つは個人情報保護制度についての後退の恐れがあると いうことであります。個人情報保護に関しては、地方自治体での制度化が先行して きています。そのレベルはかなり厳しい内容が定められてきていました。それは国 に比べてはるかに多くのセンシティブ、守るに特に注意の必要なそういう個人情報 を地方自治体が多く持ち、さらにその量が圧倒的に多いからであると思います。そ れは憲法に基づく条例制定権に基づいて市町村が制定してきたものであります。憲 法で認めた条例制定権を今回は国はガイドラインで制約して全国一律でリセットさ せるという方法をとっており、これはかなり乱暴で重大な地方自治への干渉の恐れ があると考えます。辰野町のことではありませんけれども、一部にはこのガイドラ インに合わなければ法令違反の恐れがあるというようなことが言われ、恫喝まがい のことを心配している自治体もあると聞いています。いわゆる 2,000 個問題、2,000 の自治体に 2,000 の個人情報保護条例があるというこの問題について、それぞれの 自治体において課題がありその解決方法があるということがあって、それこそが地 方自治の姿であるというふうに思います。国において不都合な部分があれば、それ を修正すれば良いことではないでしょうか。その結果、辰野町の個人保護条例、こ れまでにあった中には直接収集の原則、第8条などがなくなってしまい、国におい てもそれが担保されていません。OECD では 8 原則を掲げています。これについてき ちんと守っていくっていうことについて研究すべき課題があると考えます。全国一 律でこの対応になるとは、この対応つまり全国一律で辰野町と同じような三つのル ールだけを定めるというような対応っていうふうになるのはちょっと考えられませ ん。今後の状況を注視していくべきであると考えています。私自身も今後も研究し

ていくことが必要であるということを申し上げながら、この条例は現在では町としては国からの指導に基づいて制定せざるを得ないということのようでありますから、条例制定には賛成していきますけども、今後とも地方自治の理念、そして個人情報保護の理念に基づいて研究課題があるっていうことを申し添えておきたいと思います。以上です。

# ○議 長

そのほかありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第 1 号、辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

## ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 2 号、辰野町職員の降給に関する条例の制定についてを採決いたします。 お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第 3 号、辰野町行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてを採決 いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告の とおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第 4 号、辰野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告の とおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可 決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

## ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第 6 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長 報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

## ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 6 号は委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を 改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可 決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第8号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案 可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第 17 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。 お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異 議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

## ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。 日程第 2、議案第 9 号、辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例についてを議題 といたします。福祉教育常任委員会による審査結果を、福祉教育常任委員長、津谷 彰議員より報告を求めます。

# ○福祉教育常任委員長(津谷)

令和 4 年第 8 回辰野町議会定例会、福祉教育常任委員会委員長報告を始めます。 本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、議案第 9 号についての審査 状況を報告します。12月8日午前9時から福祉教育常任委員会室におきまして、委 員全員出席のもと、教育長、担当課職員に内容説明を求め質疑を行いました。議案 第 9 号、辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例について。提案理由は、11 月 14 日に開催した総合教育会議において示された川島小学校統廃合実施方針を決定し、 令和 6 年度末をもって川島小学校と辰野西小学校を統合して、川島小学校を廃止す るため本条例を廃止するものであります。主な質疑として、「子どもや保護者からは 存続を求める声が多く出されている。川島全戸の 7 割以上にあたる世帯が存続を望 む署名が町長宛に提出をされ、川島区や区内の主な団体で構成をされている川島小 学校存続委員会からも存続の要望書が出されている。その後、これと代わる考えは 示されたのか」との質問に対し、「存続してほしいとの声は聞いている。一方では、 声を出せないが早く何とかしてほしい、川島小を選ばなかった人たちの声もかなり ある。平成27年8月頃から残した方がいい、子どもがここまで減っていれば統合し た方がいい、また両論あるためまとまらないので、最終的に町で何とかして欲しい など、耕地によっても三様ある。この問題はずっと川島地区の住民を悩ましてきた 難しい問題である」との答弁でした。このことに関しては、存続委員会は町長が統 合はやむを得ずと表明したときに、この段階をもって解散する方針を出していると 補足がありました。「今回議案を出すにあたり、地元の川島区に対して実施方針を示 して、区としての考えを聞くなどのプロセスをとったのか」との質問に対し、「7月 の住民説明会の参加が少なかった事例があるので、8月に統廃合に関する過去6年か ら 7 年の区長と町との懇談会を行ったが、区への意見聴取はしなかった」との答弁 でした。あり方検討委員会の提言は「1 学級 10 人以下になったら統合ではなく、ど の学校も残したい良さがあるが統合が必要となった場合の基準を示したもの。川島

小の統廃合が必要と判断したのは教育委員会で、提言を受けて統合という説明は不 正確ではないか」という質問に対して、「1学級10人以下となった場合を検討という 提案を受け、教育委員会で統廃合を判断した」との答弁でした。「子どもの学びにと ってふさわしくない、統合したらもっといい教育が受けられるという証明がない。 教育、行政の進め方としては乱暴ではないか」との質問に対し、「学力面で差がある のと、いじめがあるのかという客観的なデータが取りようがない。他の町内の小学 校と比較することができない。1人2人では学力に関してやいじめがあるかなどの議 論すること自体が問題である。川島小学校に預けている子どもの保護者は残してい ただきたいという強い気持ちを持っていることは承知をしているが、小学校、その 後のことまで考えると、将来にわたってのことまで責任を持たなければいけない。 中学校やその上級、最終的には世の中に出ていく最終的な自立を見据えないといけ ない。学年1人や2人で学んでいくという姿はどうなのか。縦の関係は非常によく できていて、思いやりがあり評価をしているが、横ができない分、縦をとても大事 にしてきたことは素晴らしいことで、先生方の努力。また横の関係を強くしたい、 友達と意見を交わしているとか、遊びをするなど、同学年ということを大事にした い」との答弁でした。「児童一人あたりの町費に違いがあり不公平なこと、町の持ち 出し分が直近年間 2,000 万円などの財政問題を統廃合問題に持ち込んでいるのか」 との質問に対し、「財政問題を前面に出して議論をすることは子どもの学びにとって よくない。教育委員会では一切財政についての話はしてこなかった。かけた費用の 効果があったかどうかはすぐに結論が出るものではない。持ち出しについても、1 人 でも 2 人でも学ぶ子どもがいるならば、その子どもの教育を保障していかなければ いけない」との答弁でした。「条例施行日までの3年間の捉え方は」との質問に対し、 「最初に昨年の 5 月に保護者との懇談会で統合について 2 年から 3 年という話をし たが、曖昧にするのではなく子どもたちの学びも考えていくと、早く多くの人数の 中で学ばせてあげたいとの思いの中で、統廃合に向けた準備期間を 3 年間として令 和 7 年の 3 月にした」との答弁でした。討論では、賛成意見として、一般的には学 校がその地域振興の中核になると言われているが、川島ではそうなっていないと感 じる。川島小学校のあり方を巡って議論をしてきている中で、議論はもうやめて結 論を出してほしいという声が強い。川島小学校の果たしてきた役割を評価してもや はり存続をしていく結論にはなりにくい。今いる保護者、来年度、再来年度の入学

希望する保護者の声はあるが、その人たちの声だけでその公立学校を設置して運営 していくということが妥当なのかどうか。希望者がある限りということで細々と運 営していく、しかも実態とすれば地区の子どもたちはほとんど通わない学校という のが、公立学校としてあるべき姿なのかについては疑問を持つ。川島小学校の存続 を望む子ども、あるいはその保護者の声はどうなるのか、というところはどうして もジレンマになる。皆苦渋の選択というところがそこがあると思うが、公立小学校 としての学びの場を保障するということはそういうごく限られた、しかも地区外の 人たちが多くを占めるような親子の要望に応えるのが公立学校の役割ではないので はないか。責任ある立場である行政とその提案を審査する議会の責任において、こ れは決めるべきこと。小規模学校を選びたい、選ばざるを得ない子どもに対して、 町として保障することは今後の実施方針の中に出ており、それをきちんと強化をし ていくことが責任だと思う。十数年前から川島小学校の問題は出ている。これまで に説明も議論も十分されてきた。統合に向けての準備期間の配慮も統廃合の児童に 対する手立ても示されている。住民の7割以上が存続の署名をしていると言うが、 町長答弁の中でも存続に賛成と署名をしたが、実際には本当はそうではなかったと の意見もあると言っている。7割が存続に賛成とするのは事実と違うと思う。以前は 川島から住所を移して西小に通っている児童がいた。今では住所を川島において西 小に通えるようになって、親御さんからは感謝をされている。この傾向は今後も続 くと思う。この 7 年間、住民への投げかけはされてきた。極小規模校特認校として 児童数を増やすことができなかったのはとても残念だが、自分たちの結果として受 け止めなくてはいけない部分ではある。実際に西小に通っている状況を考えると統 合して大勢の学びをできる場所で、またみんなで学ぶことを選択していくことが必 要。老朽化の状態で使い続けていくことは現実的に厳しい、そういうところの判断 をしていくことも必要。福祉教育常任委員会では、川島小学校や他の小規模学校の 様子を見てきた。一クラス十数人で活発に学び合っている姿を見たとき、こちらの 方がふさわしいと思った。反対意見として、直接の関係者である子どもや保護者、 住民の多くが存続を望んでいる。7割以上が自らの名前を書いて署名をしていること は重いものである。川島で子どもの出生数が増えている。そういうことでも川島小 学校は魅力であり喜びである。可能性を失ってしまう選択はいかがなものか。統合 問題は一旦棚上げをして、町全体の学校づくりの配置計画の議論を進めていく、そ

の中で川島小学校の方向性を出していくよう転換するべきだ、との意見が出ました。 審査の上、採決の結果、賛成 5 名、反対 1 名で可決すべきものと決しました。以上、 委員長報告といたします。

## ○議 長

ただいまの委員長報告に対し、まず初めに質疑を行います。ありませんか。

#### ○桶 口(8番)

委員長報告に質問させていただきます。報告の中にもございましたが、もう一度 確認をさせていただきます。川島区に住む未来の子どもたちについて、西小への統合、スクールバスでの送迎など様々な施策が述べられておりますが、川島区いわゆる三役、区議会との合意形成が必要と考えます。その協議はどのように行われたの かもう一度ご返答をお願いいたします。

## ○津 谷(6番)

質問にお答えをいたします。先ほどの委員長報告のとおりではありますが、8月の17日に過去6年から7年の区長と町との懇談会を行いました。その後、区への意見聴取はしなかったということであります。以上です。

#### ○議 長

そのほか質疑ありませんか。質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。反対討論からお願いします。

#### ○吉 澤(1番)

はい、反対討論ですがよろしいですか。マスク越しですか、マスクを取ってですか。

#### ○議 長

はっきり傍聴の方にも聞こえるようにはっきりマスクを外してお願いしたいと思います。

#### ○吉 澤 (1番)

委員長報告に対しまして、町立川島小学校設置条例を廃止する条例に反対する立場で意見を述べさせてもらいます。前身を含めれば 149 年の歴史を持つ町立川島小学校をなくす判断は極めて重いものです。今回の廃校は以下の三つの点で、町民と町の将来に関わる問題だと考えます。第一は、かけがえのない教育の場を無くしてよいのかという点です。川島小学校の子どもたちや保護者は今も存続を切実に望ん

でいます。廃校という事態を考えると胸が苦しくなります。町は廃校に財政上の理 由はないと明言しました。児童数が少なすぎて、子どもの学びにとって好ましくな いから、小中規模校の方がより良い教育を受けられるから統合すると説明していま す。学校の評価は学校の規模だけで決まるのでしょうか。川島小学校が他の小中規 模校より学力が劣るとか問題行動が多いというデータはないと教育長は答弁してい ます。小規模校の方が学力が落ちるなどという論証はなく、むしろ逆のデータが国 の教育関係委員会にも出されています。川島小学校では様々な子どもたちが伸び伸 びと成長してきたと関係者からお聞きしています。豊かな自然環境の中で、地域の 皆さんや町の支援を受け、教職員者、保護者も努力して立派に学校の役割を果たし ているのではないでしょうか。「長年学校に通えなかったこの子が毎日学校に行くの が楽しいと川島小学校に通っている。川島小がなくなったらどこに行けばいいんで すか」と訴えられた保護者の方の言葉が忘れられません。子どもが喜んで通える学 校、これ以上の存続理由がどこにあるのでしょうか。川島小学校には足りないとこ ろもあると思いますが、他の町内小学校と同じくかけがえのない学校であり、しか も川島小にしかない良さがある。一人ひとりの子どもに寄り添える学校ではないで しょうか。一方で川島小への通学を希望しない保護者がおられることは事実で、教 育委員会や町が対応に苦慮されたことは理解できます。しかしこの問題は、川島地 区から他の小学校への通学を認めることと、川島小を町内どこからでも通える特認 校とするという教育委員会の工夫した対応で解決されてきました。その結果、町民 は僻地でもないこの辰野町で、極小規模校から小中規模校まで選べるという環境を 得ています。子どもたちは今、いじめや不登校、様々な障がいや家庭問題、いろん な困難にぶつかりながら学齢期を過ごしています。子どもの目線、子どもの立場で 見れば多様な学校を選べるという今の環境は残すべきではないでしょうか。また小 さい学校は駄目だという理由で今回の廃校を決めれば、次はどの小学校を廃校する のかというドミノ倒しに繋がるのではないでしょうか。みんなで作り実践してきた 川島小の成果を自ら否定するような、そして多様な学校を選べる可能性を狭めるこ とになる、今回の廃校には賛成できません。第二点目は、町民と一緒に考えて一緒 にまちづくりを進めるのか、上意下達でいくのかという選択だと思います。昨日、 川島小 2 年生の児童が町長さんに手紙を書いたということで写しをいただきました。 保護者の了解を得て、一部だけ紹介します。「町長さんへ。どうして川島小をなくす

んですか。先生と生徒とは話したことはありますか。もししていなかったら一度会 って話をした方が良いと思います」最後には、「でもそれは私の意見なので、町長さ んが決めるべきだと思います」町長さんに思いを伝えたいと前から言っていてこの 手紙になったそうです。言葉は拙いですけれども、子どもさんもしっかりとした意 思をもっている。昨年 8 月、川島全戸の 7 割以上が存続を求める署名を町に出しま した。一昨年 12 月には川島区や川島区内の主な団体の代表者で構成する川島小存続 委員会が町に存続を求める要望書を出しています。この他にも保護者、川島小に係 る様々なグループが町に存続を求めてきました。こうした意見が変わらない中で廃 校を進めるのは民意を軽視することになるのではないでしょうか。川島小地区以外 の町民の意見はどうか。主に財政的な理由から統合賛成という方も一定おられます。 一方、川島小は残すべきだとおっしゃる方もそこそこおられると私は感じています。 そして何よりも町全体でどういう意見がどのくらいあるのか明らかになっていませ ん。今回、町は川島小統廃合方針を決めてからこれをパブリックコメントにかけま したが、順序が逆だと思います。しかも、パブリックコメントからは統廃合の是非 そのものの項目は外して意見を聞いていません。また、統合が決まるこの議決の前 に、県に統合のための教員配置を求めた教育委員会の行動はフライング、議会軽視 であります。そして、統合準備期間3年と文書で明記したのに今度実質2年3ヶ月 に短縮したのも子どもへの配慮に欠けるのではと言わざるを得ません。町が様々な 機会を設けて説明や協議、懇談をされてきたことは承知をしており敬意を表します。 また町長先頭に 3 年間住民の皆さんと汗を流したチャレンジ期間は貴重な取り組み で成果を残してると思います。しかし今なお子どもや保護者、そして多くの地域住 民の声に反することを、地元の区や町民の意見を聞かずに決めていくことは、行政 への信頼を損ねて避けるべきではないでしょうか。そのように考えます。最後の三 点目ですが、山間地域を生かしていくのか殺すのか、町の希望をどこに見出すのか という選択ではないかと考えます。町内の子どもの数が大きく減っている中で川島 地区は子どもの人口が増えているほとんど唯一の地区です。川島小への通学を希望 している町内の移住者は多いというふうに移住してきた方からお聞きしました。川 島小に来年は 4 人が入学を希望しているそうです。そしてその後も入学は規模は続 くと地域の方からお聞きしています。川島区や町にとって子育て世代が増え、子ど もが増えることは希望でありまちづくりの力ではないでしょうか。これを廃校する

ことは町の魅力を損ね、山間地域や町の衰退を加速させることに繋がるのではないでしょうか。辰野七谷と言われています。町内でも人口減少が進み、存続が危惧される山間地が他にもあります。コンパクトシティ構想という方針を政府が打ち出して中山間地を切り捨てる考えですけれども、辰野町でもしこれを進めれば特徴も魅力もない町になっていってしまうのではないでしょうか。今、極小規模校を特認校として活かして地域振興を図る取り組みが県下でも注目され、マスコミ、テレビでも報道されています。地域コミュニティの核である川島小を活かして、地域やまちの活性化に取り組むことこそ希望が見出せる道ではないでしょうか。そういう点で、地域や町の振興に逆行する川島小の廃校には賛成できません。以上、三点に整理して反対意見を述べました。川島小の保護者や子ども、地域の方は長年の廃校議論に疲れています。川島小統合問題は一旦棚上げにして、町全体の学校づくりと学校配置計画を検討し、これを町民参加、専門家の知見も集めて十分進めて結論を得て、その上で川島小についても方向を出すことを求め、討論を終わります。

#### ○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。

○小 林 (11番)

賛成の立場から。

#### ○議 長

小林議員、マスクを外して。

## ○小 林(11番)

賛成の立場から意見を述べさせていただきます。吉澤議員も言われたように、川島小学校の歴史は古く明治 6 年創立で 149 年の歴史ある学校です。この学校存続廃止の重要な決定をするわけですので、様々な意見に耳を傾け悩み慎重に検討をいたしました。平成 27 年 12 月 18 日より今日まで 7 年間にわたる議論がされてまいりました。複数の学年を一緒にする複式学級で構成された 3 学級以下の学校である、極小規模の学校となってしまった川島小学校について、10 回にわたりあり方検討委員会で検討がなされました。学級規模の最低基準は概ね 10 名とするとの提言をまとめ、平成 29 年 9 月 26 日の教員委員会に提出されました。その提言を受けて教育委員会で検討がされ、平成 30 年 2 月、川島小学校の統廃合に向けての議論に入ったわけです。ここからが賛成意見の要旨になります。そして、平成 30 年 3 月 26 日開催の総

合教育会議において、川島小学校存続に向けての挑戦に 3 年間取り組むとの町長よ りの宣言がされました。存続に向けてのチャレンジを地域の方々も含め 3 年間試み たのですが、様々な取り組みをしたのですが、残念ながら児童数を増やすことはで きませんでした。児童数は平成30年は10名、地区外が6名、令和元年は児童数11 名、地区外が6名、令和2年は児童数12名、地区外が6名、令和3年は児童数9名、 地区外が5名、今年ですね令和4年は11名で、地区外が6名でした。こうした話を するときによく伊那の新山小学校のことが事例として挙げられますが、新山小学校 の児童数は 2016 年には 28 名でしたが、2021 年には 48 名と増加させました。川島小 学校にはこのようなうねりを作ることはできなかったということになります。これ は統廃合における大きな事実であり、受け止めなければならないことではないかと いうふうに思います。次に統合の必要性として、教育長がいつもおっしゃっていら れる集団での学びについての考え方ですが、現在の川島小学校における少人数での 学び、そして環境を否定するわけではありません。ですが、しかしながら学年に1 人とか 2 人では経験できないこともあり、子どもたちの発達段階において人数や集 団ということは必要な要素ではないかというふうに考えます。こうした学びの場所 を提供していくことは大変重要なことであり、この点については教育委員会の基本 的な考え方を私は支持したいと考えます。三点目です。現在通っている子どもたち、 親御さんたちからは存続を望む声が寄せられています。そのことについてはどう捉 えるのかということです。川島小学校は川島地区にあり、本来はその地区の子ども たちは川島小学校に通い、そのことが公立小学校として存続する意義であるはずで す。しかしながら、いろいろな経緯があったにせよ、川島地区では様々な事情があ るにせよ、川島小学校ではなく西を選んでいる子どもたちも多く、むしろそちらの 子どもの方が多いという現実があります。現在通っている子どもたちの約半数は地 区外の子どもたちで占めているという現実です。しかし、そのことも一定の子ども たちがいて成立していくものであり、現在の児童数では厳しいと言わざるを得ない のではないでしょうか。四点目です。現在は不登校の子どもたちが増える傾向にあ るという社会的な現実があるわけです。そうした子どもたちの多様性を尊重する小 規模校を選びたい、また選ばざるを得ない学校に川島小学校が選ばれていました。 これからの辰野町の統合実行方針案には、子どもたちが学校生活に疲れたときに一 時的に避難し生活できる居場所を確保すると明記されていて、私はこの部分で安堵

いたしましたという部分もあります。ぜひ早急にこのことを検討し提案してほしい ということを、福祉教育常任委員会の審査のとこに申し上げましたところ、統合ま でにはその道筋を示すとの回答をいただけました。五点目です。統合の時期につい てですが、これまで 3 年間の統合猶予期間を設けると書かれていました。実施方針 案では事実上2年3箇月の準備期間となります。「短くないですか」とこちらも尋ね ましたが、子どもたちへの配慮を含めて準備が整い、統合が決まれば新しい環境に 入っていってほしいとのことでした。新しい学びへの期待、これまで川島にいて不 安はたくさんあると思いますけれども、やはり大勢の中で学ぶ姿というものに期待 を込めて、令和7年4月1日としたことを理解しました。六点目です。これからの 課題として少子化が予想以上に進行していて深刻な課題があります。辰野町の令和 元年の出生者は 93 人、令和 2 年は出生者 92 名、令和 3 年は 75 名、今年度は 70 数 名ということです。町全体における統廃合の問題がすぐに現実化していることは避 けられないことだと思います。確かにどこの地域にも一つの学校があって、そして その学校が運営できていくという状態がベストであるというのはこれまでの考え方 ではありましたが、実際にはこれだけ少子化になってくると、そういうことを言っ ていける辰野町の今の人口の状態ではないということが、大きなポイントになって くるというふうに私は考えております。誰も喜んで廃校を支持する人はいないはず です。皆、苦渋の決断を求められることになりましょう。そして今回もその決断を 私達議会に求められているというふうに私は思っております。そのためにも今回の 川島小学校の統廃合の問題を教訓として、同じ轍を踏まないよう取り組むことが必 要ではないかと思います。辰野町川島小学校の子どもたちにとって廃止、統合が少 しでも前向きに捉えられるよう、最大限の配慮をしながら、この少子化の辰野町の 学校を、新しい未来に向けた学校をみんなで作っていくというところに期待を込め て、私は賛成の答弁としたいと思います。以上です。

#### ○議 長

次に反対討論ありますか。

#### ○樋 口(8番)

川島小学校設置条例の廃止に反対の立場で申し上げます。現在 11 名の子どもが通っております。来年度は 4 名の新入生を迎える予定です。町は不登校問題を抱え、また町の中にも様々なところで子どもの居場所づくりが進んでおります。その一方

で、子どもの居場所を無くそうとする。全国で進む不登校児童の増加、また発達障 がいのある子どもの増加、その支援も十分でないという実態も判明したとの報道が ございました。川島小学校に通う子どもたちは他校で学校に行きづらくなった子ど もも毎日笑顔で楽しく通えています。少ない人数の中で居場所を見つけた子どもに とって今の川島小学校は大切な学校です。大きい学校を希望する子どもは西小に通 っている今、お金の問題でなければあえて無くす必要はないと考えます。将来 5 人 を切るようになれば、それは統合も仕方ないと思いますが、今はその時期ではない と考えます。様々な意見がございました。先ほどの意見も、小林議員の意見もござ いますけれども、極小規模小学校を維持する、これは公立の学校として無理がある のではというご意見もお聞きしましたが、弱者を切る教育が公立の教育ではないと 思います。公立でしかできないのではないでしょうか。多くの人の中で学ばせたい、 このようなご意見ありましたけれども、これは大人側からの一方的な意見であって、 子どもの意見を今まで聞いてこなかった、地元への一方的な説明だけでまた子ども の意見も聞いてこなかった、町それから教育委員会の姿勢はいかがなものでしょう か。地域の活性化、移住施策の真ん中にあるのは小学校これが不可欠です。県の定 住モデル地区の指定も、元はと言えば地元にあるふるさと川島未来協議会から声を 上げ、川島振興会、川島区を通して実現いたしました。全て川島小学校を核とした 地域づくりを目指したものです。川島小学校の統廃合とは別という町からは具体的 な施策も見えてきません。子どもにも生きる権利、暮らす権利、学ぶ権利、選ぶ権 利など、大人と同じように様々な権利があります。子どもの権利条約を日本も 1994 年に批准し、令和 5 年 4 月には子ども基本法が施行される。今の時代には沿ってい ないではないでしょうか。まして将来の子どもたちの通学に対して、区への説明、 同意もないまま推し進める今のやり方は私には理解できません。町全体で小学校の あるべき姿を考えて将来ビジョンを作った上で、そこに川島小学校の姿が無ければ 統合でいいでしょう。それからの統廃合で私は良いと思います。なぜ急ぐのかわか りません。将来ビジョンがあっての統廃合です。統廃合によって子どもたちに何か 影響が出るようであれば、それは町、教育委員会、そしてこれを議決する議会の責 任です。またその責任は今の職を辞してもあるものと考えております。よって私は 設置条例の廃止に反対をいたします。

#### ○議 長

ほかにありませんか。

## ○向 山(13番)

条例への賛成の立場から討論をいたしたいと思います。この間ずっと語られてき ていますが、この条例に賛成する議員の多くもできるなら残したいが既にそういう 状況ではなくなっているという認識ではないか、つまりいわば苦渋の選択であると いうふうに思っています。私自身も川島小学校へ通学しているお子さんやその保護 者、今後通学を希望している家族とも知り合いでありますし、また川島小学校と直 接関係していない町民の方からも存続を望む声も聞いています。そのような中で、 川島小学校廃止の議案に賛成する理由はいくつかありますが、既に委員長報告に集 約されています。私は一点についてだけ委員長報告を補強するという立場から討論 に加わりたいと思います。川島小学校は極小規模校であり、そこで行われている教 育はきめ細かい教育が行われていると理解しています。それは教職員や地域の皆さ ん、保護者の努力、協力で成り立っている。そのことには敬意を表したいと思いま す。しかし、川島で学びたい、学ばせたいという人がいるのだから、川島小学校を 残すべきだという主張には同意できません。川島で学ばせたいという希望がある限 り続ける。しかし、そこに通う子どもの多数は地区外の子どもであるというのが、 公立学校の姿としてふさわしいかどうかということに疑問を持ちます。離島や奥地 の学校ならともかく物理的に十分に通える条件にあり、現に多くの児童が川島から 辰野西小へ自ら選んで通っているという事実は重いものと考えます。多人数の中で は学びにくい、登校するのが辛いという話も聞きます。そのことについては新たな 学びの場の検討も進められることになっています。このことは非常に重要なことで あり、強く求めていきたいと考えます。個性を大事にする、誰一人取り残さないと いうことがよく言われます。私もそのことを大事にしてきているつもりであります。 しかし、それは無条件に個人の要望を尊重するということではないと考えます。行 政では精一杯可能な条件、環境を整えつつ、一定の枠を設けざるをえない、それが 公立学校のあり方だと考えます。川島小学校を訪れた後、町内の小規模校も訪問し たことがありますが、非常に明るく、クラスの中で活発に意見を出し合っていたの が印象深いところであります。クラスの中の横の繋がり、学年を超えた縦の繋がり、 そういう模擬的な社会の中で学び成長していく子どもの姿に、私自身も励まされた 思いであります。辰野町の新しい教育の展開、そしてまた全国には地区から小学校

の統合廃校を申し出て、その上で地域おこしに成功した事例も私も実際に見てきた ことがあります。川島地区の発展を町民全体で展開をしていくことを、お互いに確 認する必要があるだろうと思います。新しい教育の展開そして川島地区のさらなる 発展を期待しながら、賛成討論に代えたいと思います。

### ○議 長

ほかにありませんか。

#### ○池 田(7番)

私は委員長報告に反対の立場で討論いたします。私は福祉教育常任委員会の真剣 な審査に心より感謝するものです。判断すべきときは判断するは必要と考えますが、 それが今でしょうか。今の時期でしょうか。私は川島小存廃の判断のために直接関 係者にヒアリングしました。川島地区から西小に通学させている複数の保護者、川 島地区以外から川島小に通学させている複数の保護者、来年 3 月の卒園後は西小で はなく川島小に通学させたいと考えている保護者、川島地区に在住し川島小の存続 を強く望む保護者、そして川島区長、川島地区の皆様、川島小の校長先生の方々に ヒアリングしました。結果、川島小はいらないとする方は全くいらっしゃいません でした。子どもたちも減ったので廃校もやむなし、いや兄弟関係で保育園、幼稚園 送迎に合わせ、西小通学などいろんなご事情がございました。一方、小学校存続を 希望する保護者に「児童 1 人の小学校でも子どもを通わせますか」の問いに、「それ はない」との回答です。幅はありましたが、最低 6 人から 8 人ぐらいかなの学校に 通わしたいとの回答でした。川島小の存続を希望する保護者も子どもを通わせる学 校の規模の最低リミットを持っている。学校存続について保護者と児童数をコミッ トすることができるのではないかと思うのです。また川島小の運動会で川島地区の 多数の皆さんが一緒になって応援し、参加している姿を見た保護者がこの雰囲気に 感動し、川島小に通学させたいと話していたことが印象的でした。教育委員会は辰 野町が目指す教育ビジョンにおいて、令和 10 年度以降の小中学校のあるべき姿の作 成のため、あり方検討委員会をこれから立ち上げ検討を始めるとしています。教育 委員会は、あり方検討委員会をいつ立ち上げいつまでにあるべき姿を示すのですか。 町の人口は計画どおり減少し歯止めがかかりません。人口減少は対策は待ったなし です。直近の出生者は 75 人です。7 年後の一年生の必要クラス数は教育長の提唱さ れる 10 人以上学級を教育の基本とすれば 7 クラスです。30 人学級であれば 3 クラス

です。8 学級は必要ないのです。町の小学校は4 校ありますが、何校必要でしょうか。私は川島小の存廃問題は、町の人口減少対策を含めた戦略の中で整理されるものと考えます。マネジメントのスピードが遅すぎます。よって私は教育委員会の令和10年度以降の小中学校のあるべき姿ができるまでは川島小の廃校に反対します。以上です。

## ○議 長

はい。ほかにありませんか。

## ○小 澤 (10番)

私は委員長報告に賛成の立場から討論に参加さしていただきますが、先ほど小林 議員、また向山議員が賛成討論を行っておりますので、だいぶダブルところがある と思いますがよろしくお願いします。川島小学校の地元の議員の立場から、今まで の川島小学校の統廃合について振り返ってみますと、平成 24 年 10 月 16 日に川島小 学校を通学区特例校いわゆる特認校に指定したいとの説明が、当時の教育委員会か ら川島区議会にあったときからと思います。教育委員会からは、その理由として児 童の減少に歯止めがかからず、今年度 24 年度は 29 人まで減少、複式学級の対象と なる 8 人以下の学年は 4 学年に、また来年度の新入学予定児童がゼロとなる見込み となってしまったこと。また、このような状況に危機感を募らせた川島小学校 PTA が教育委員会に今年 6 月、児童減少は同年代の友達が少ない児童に大きな影響を与 えるだけでなく、常に PTA 役員を務める保護者の負担、地域においては活力の衰退 に繋がるなどの問題が生じるため、対策を講じてほしいとの要望があったことから、 教育委員会が検討を重ねた結果、通学区特例校の導入を決めたとのことでした。こ のときの川島区議会への説明状況について、長野日報の記事を引用させていただき ますと、区議からは区外へ出ていく親子を食い止めるのが先決、計画が早急過ぎる などの意見が出たが、児童確保は最優先課題との判断で区議会として同意したとあ ります。このような特認校指定後、教育委員会、PTAの皆さんは町内の保育園等に生 徒数を増やすため数度にわたり訪問し川島小学校の説明を行っています。そして、 町では平成30年3月26日の総合教育会議において、町長の「3年間徹底的に挑戦さ せてください、その時間を私にください」とのいわゆる川島小学校存続宣言がなさ れ、同時に川島への移住促進のため長野県移住モデル地区認定申請、また地元区及 び地域の関係団体住民による川島小学校の将来を考える連絡会議を設置し、地元と

連携しての取り組みが行われました。そして、川島区においても川島小学校存続会 議を設置し、空き家対策等、町と連携しながら生徒数増加の取り組みが行われてき ました。しかし、このような取り組みに関わらず、令和3年度の児童数は、特認校 導入のときの29名を大幅に下回る全校9名となりました。このような結果から、町 教育委員会は 3 年間の挑戦の結果として、川島小学校存続を断念せざるを得ない理 由と今後について、令和3年7月に川島地区において説明会を開催しております。 そして、令和 3 年 8 月 4 日臨時辰野町教育委員会における川島小学校の今後の検討 についての中で、町長は「辰野町立小中学校あり方検討委員会で議論された想定よ り、実情ははるかに少ない児童数であり、提言で指摘された主体的、対話的で深い 学びや集団生活を学ぶための教育環境についての課題はより深刻な状態にあるもの と言えます。町立全ての小学校では均等に義務教育として履修すべき学習と、学校 生活における育ちのための経験の機会を与えなければなりません。川島小学校が過 小規模校となり、その役割を十分に果たせない以上は統合を提案せざるを得ません」 との説明をしております。この町長説明を受け、その後、教育委員会等で様々な検 討がなされる中で、令和 4 年 11 月 14 日の総合教育会議において、辰野町教育委員 会による川島小学校統合実施方針が示され、町もこれに合意し、議案第 9 号辰野町 立川島小学校設置条例を廃止する条例についてが今議会の提案に至ったと思います。 このことは平成 24 年の特認校指定から川島小学校が地域に存立し、地域の活性化に 役立っているとの議論と、その反面、児童に多くの仲間と学ぶ機会を与えていない 現状でよいのかとの議論の末、最終的に児童の学びを選択し、今回の廃止条例提案 に至るまでちょうど 10 年間を要したことになります。それだけ、この間、町長並び に教育委員会が悩みに悩んだ時間であったと思います。そして今回、川島地区の小 学校児童の未来を最重要と考えていただき、苦渋の決断として設置条例を廃止する 条例を上程いただいたことに敬意を表しながら、委員長報告に賛成いたします。

#### ○議 長

はい。ほかにありませんか。これより議案第9号、辰野町立川島小学校設置条例を廃止する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本件については、地方自治法第244条の2、第2項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2、3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は13名であ

り、その3分の2は9名であります。なお、この特別多数議決には私議長も表決権 を行使することとされておりますのでご了承願います。お諮りいたします。本案は 原案の通り決することに賛成の方はご起立願います。

## (議場 起立10名)

### ○議 長

ただいまの起立者数は 3 分の 2 以上であり、諸定数に達しております。よって議 案第 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は3時45分といたします。3時45分といたしますので時間までにご参集ください。

休憩開始 3時28分

再開時間 3時45分

# ○議 長

再開します。日程第 3、議案第 10 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 9 号)を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

# ○向 山(13番)

はじめに質問をしたいと思います。補正予算第 9 号のうち議会費以下各事業の人件費が補正計上されてます。内訳として人事院勧告、人事異動、最低賃金の改正に伴う会計年度任用職員の報酬額の調整という説明であったと理解しています。長野県の最低賃金は時給 877 円から 908 円に 31 円、約 3.5%上がっています。今回町の会計年度任用職員の報酬はどのように改定されたのかお聞きします。

#### ○総務課長

お答えいたします。今回補正予算として計上しました会計年度任用職員の報酬でございますが、議員ご指摘のとおり、人事異動及び長野県の最低賃金改定に伴いまして、これを下回る報酬の職員を中心に、11月支給の10月分から適用号俸を改定したことにより生じた不足額について追加するものでございます。会計年度任用職員の報酬につきましては、常勤の一般職の行政職給料表を準用してございますので、この1級1号俸が従来の金額でいきますと897円といった設定になっておりますので、これを3号俸に上げております。また、全体のバランスの中から、この1級1号俸から8号俸について改定したもので、対象者は68名、全体で約1.1%の改定を行っております。以上です。

## ○向 山(13番)

今回、今、説明のありました改正によってですね、最低賃金との差が今まで 43 円 あったものが 23 円へと大幅に縮まったというふうに考えます。これについてさらなる改善の余地があるのか、また、会計年度任用職員の制度導入の目的をふまえ、基本的な賃金のあり方について考え方をお聞きしたいと思います。

## ○総務課長

お答えしたいと思います。まず町の人件費が、一般会計ベースでございますが、占める割合でございますけれども本年度当初予算で 22%でございます。これについては、10年前、平成27年度になりますけれども、それに比べまして10年間で5%アップということで、年々上昇しているところでございます。会計年度任用職員の皆様におかれましては常勤の職員を補っていただいたり、またそれぞれのお持ちの技能を活かしていただいてということで、非常にありがたい存在ではありますけれども、なかなかこういった状況でありますので、民間ですと例えば業績等で柔軟な運用はできるわけなんですが、公務員の場合の給料体系ではそういった運用が非常に厳しいとこがございます。そういった点から、常勤職員も含めまして、バランスとまた長期的な視点で運用が必要と考えております。なかなか人材の確保が厳しいところでありますので、さらなるアップというところを検討してまいりたいところでありますが、そういった財政事情、また全体のアップを全体のバランスもございますので、そういった点をふまえながら慎重に運用せざるをえないといった状況であります。以上です。

#### ○向 山(13番)

答弁いただきました。私の意見を述べておきたいと思います。私 2 度目の質問の中でですね、会計年度任用職員の制度導入の目的をふまえっていうふうに申し上げたわけですけども、そこの部分については具体的、直接的な答弁はなかったかなと思っております。この間、私も何回か会計年度任用職員の制度導入については質問をしてまいりました。その中で総務省の通達がございます。少し申し上げます。3 点になりますけれども、第一に、本来地方自治体の公務は任期の定めのない常勤職員で運営すべきであり、そのことから今回の任用根拠の見直しに伴い、常勤職員が行うべき職務があった場合には臨時、非常勤職員ではなく、常勤職員等へ切り替える必要があること、つまり恒常的に常勤職員が担うべき職務があればそれはそちらに

シフトしなさいという内容ですね。第二に、財政上の理由から会計年度任用職員制 度への移行を抑制したり、現在の勤務時間よりも短い勤務時間を設定したりすると いう労働条件切り下げは制度導入の趣旨に反すること。これは私の承知してる限り、 辰野町ではないというふうには理解はしております。第三に、この制度の導入は柔 軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資することから、積極的な活用 を検討すべきであるということ。この 3 点が、総務省から通達で出ているわけであ ります。過去の私の質問に対して同一労働、同一賃金の考え方の中からこの会計年 度任用職員の制度が始まったという答弁も出ているわけでありまして、そういった ことで考えた場合に最低賃金よりも上回る改善はしたけれども、今までの最低賃金 との格差が縮まったというのは、このような総務省の通達、あるいはこれまでの歴 代の課長答弁からそぐわないものではないかというふうに思います。最低賃金との 差っていうのはその目安としての一つの基準、最低基準であるなというふうに思っ ております。これとの格差が小さくなるということは避けるべきであって、引き続 き改善していくべきではないかということを申し上げて、引き続きの改善を求めて おくというふうに思います。官製ワーキングプアなんて言葉も言われてますけれど も、ぜひそうならないようなことを要望しておきたいと思います。以上です。

#### ○議 長

ほかにありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 9 号)を採決いたします。お諮りいたします。本 案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。日程第 4、議案第 11 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

#### ○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 11 号、令和 4 年度辰野町上水道事業会 計補正予算(第 2 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり 決するにご異議ありませんか。

## (議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。日程第 5、議案第 12 号、令和 4 年度辰野町下水道事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

#### ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、令和4年度辰野町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

### ○議 長

はい、異議なしと認めます。よって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。 日程第 6、議案第 13 号、令和 4 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号) を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

### ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、令和4年度辰野町国民健康 保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原 案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。日程第 7、議案第 14 号、令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を 議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

#### ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 14 号、令和 4 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

## (議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。日程第 8、議案第 15 号、令和 4 年度町立辰野病院事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

#### ○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 15 号、令和 4 年度町立辰野病院事業会 計補正予算(第 1 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり 決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

## ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。日程第 9、議案第 16 号、令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

## ○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第16号、令和4年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。日程第 10、請願陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に福祉教育常任委員会へ付託となりました、陳情第 9 号、安全・安心の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、津谷彰議員より報告を求めます。

#### ○福祉教育常任委員長(津谷)

それでは、陳情審査の委員長報告をいたします。本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、陳情第9号についての審査状況を報告いたします。12月8

日午前 11 時 10 分から福祉教育常任委員会室におきまして、委員全員出席のもと審 査を行いました。陳情第 9 号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改 善を求める陳情書について。陳情趣旨は、新型コロナウイルスの感染の拡大により 入院は必要にも関わらず入院ができない医療崩壊や、介護を受けたくても受けられ ない介護崩壊が現実となり、これは感染対策の遅れや他の先進諸国と比較しても圧 倒的に少ない医師や看護師、また介護職員や保健師の不足が根本的な原因であるこ と。人手不足が長年続いている状況を解消するために、看護師の賃金収入などケア 労働者の処遇改善は待ったなしの状況にある。過酷な長時間夜勤などの解消をする ために、労働時間規制を含めた実効性のある対策は猶予できない喫緊の課題である。 平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、公立・公的病院や保健所の拡 充など機能強化を強く求めるものとしております。また、保険料や一部負担金の負 担軽減も必要とするものであります。討論では、「コロナ禍で大変だが、受け入れを している医療機関の問題。受け入れをしていない町の病院など患者数が減るなどの 問題はあるかもしれないが、勤務体制や状況が悪くなったなど基本的にはない。日 本の医療の 8 割が民間であり、公立・公的の医療機関が少ないものも医療崩壊の一 因」「陳情項目の中で、公的な医療機関に対してなのか、民間を含めているのかが不 明であり、そこに従事している人たちという意味では違うのでは」「公的・公立機関 に従事している看護師などへの賃上げはしている。民間の医療機関の看護士や介護 士に対する規制を国がそこまでやるべきではないので、陳情項目全てには賛成でき ない」「この陳情だけでは第三者の情報が少ないまたデータがない、一般的に激務で 給料も安く言われているが、それなりの給料はもらっている。陳情の内容だけでは とにかく苦しいから、人員配置も給料も上げてくれのようにしか見えない。環境を 特定してほしい」「コロナ禍で、政府は賃上げなど政府が取り組んでいるので、今回 は賛成できない」「公立・公的に限らず医療・介護についての支援の拡充は求めるが、 民間では診療報酬、介護報酬の収入しかない。配置基準が定められているため、そ れ以上の医師、看護師や介護士の配置は現実的に難しい。この点を見直して大幅に 増員できるようにしてほしい」「少しずつ改善されてきているが、ケア労働者の賃金 は公立の場合、公務員なので差がないが、民間は一般労働者に比べてかなり低いと いう現実、また、なり手不足や人員は足りていない」「政府全体としては、労働者の 賃上げや配置基準の改善、人員増、労働実態の改善は必要だと認識しているのでは」

「陳情項目によっては賛成できるので上げていきたいが、患者の負担軽減に関する項目は少し違う。一部には賛成できる」「陳情項目が広くなりすぎている。処遇改善などに絞って意見書を出すことが重要」などの意見を集約しまして、陳情項目ごとに決をとりました。以上の結果、一部採択として意見書を提出すべきと決しました。以上、委員長報告といたします。 賛同いただきますようお願い申し上げます。

## ○議 長

ただいまの委員長報告に対し、陳情第 9 号、安全・安心の医療・介護実現のため 人員増と処遇改善を求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

### ○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○議 長

(議場 なし)

#### ○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 9 号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は一部採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

## ○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第 9 号は委員長報告のとおり決しました。日程 第 11、追加提出議案の審議について、議案第 19 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正 予算(第 10 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○町 長

令和4年度辰野町一般会計補正予算(第10号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は地方創生臨時交付金事業、辰野町地域福祉活動推進センター高圧受電設備改修工事等を追加するものであります。補正総額は4,002万4,000円の追加で、予算総額は101億5,622万8,000円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金、諸収入の追加であります。歳出につきまして、総務費では、地方創生臨

時交付金事業で、長野県が実施する生活困窮世帯緊急支援金に町独自で 2 万円を上乗せする支援金、子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、高校生 1 人当たり 2 万円を支給する高校生世帯物価高騰対策給付金、肥料価格の高騰により経営を圧迫されている農家へ、肥料購入費の一部を助成する肥料価格高騰緊急支援事業補助金、原油価格の上昇等により影響を受けている町内道路貨物運送業者を支援する、原油価格上昇対策事業者支援金等の追加が主なものであります。民生費では、北大出の地域福祉活動推進センターの高圧受電設備の波及事故を防止するための改修工事、毎週木曜日の配食サービスの調理に使用されていた、保健福祉センターのスチームコンベクションオーブンが故障したことによる購入の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて、関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

## ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

## ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 19 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 10 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

## ○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。日程第 12、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第 1 号、安全・安心の 医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

#### ○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

#### ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

#### ○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第 1 号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。この評決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

### (議場 起立 11 名)

## ○議 長

起立多数です。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。日程第 13、 議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、 福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申出 書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、 各委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議 ありませんか。

#### (議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 14、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。 法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員派遣をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

#### (議場 異議なしの声)

#### ○議 長

異議なしと認めます。よって議員派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣 することに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町 長からあいさつを受けます。

#### ○町 長

11月29日に開会いたしました、第8回辰野町議会定例会にご提案申し上げました、追加議案を含め19議案全てを原案どおり可決いただき感謝申し上げます。また一般質問では、物価高騰対策、空き家対策、福祉、産業、道路、教育、防災、環境、公共施設の維持管理など幅広い分野で質問をいただきました。来年の干支は癸卯であります。これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍する年とされています。長年の懸案であった川島小学校の今後について、本日、大きな決定をいただきまし

た。皆様とともに苦渋の選択をした以上、残り 2 年 3 箇月、教育委員会とともに学校間の交流や統廃合後の就学における配慮事項の確認等を通じ、在校児童や各家庭の不安を少しでも和らげ、統廃合を前向きに捉えていただけるような努力を積み重ねるとともに、将来の町立小中学校のあるべき姿についても検討を進めてまいります。また本日、高校生世帯物価高騰対策給付金、生活困窮世帯緊急支援金等を含む補正予算を追加議案で可決いただきましたが、医療非常事態宣言が出された後も県内の感染拡大には歯止めがかからず、ウクライナ情勢等による物価上昇なども出口が見えない厳しい情勢が続いています。それでも来年こそは明るい未来が見出せる年になると信じ、引き続き、町民生活、地域経済の下支えに取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。今年 1 年、議員各位には町のため、また町民のために大変ご尽力をいただきました。健康に留意され、穏やかな良い年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、閉会にあたってのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

#### ○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして、11月29日に開会いたしました令和4年第8回辰野町議会定例会を閉会といたします。17日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでした。

#### 10. 閉会の時期

12月15日 午後4時 16分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原 高広、庶務係専門員 中谷智美の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 1 番

署名議員 2 番